柏崎刈羽原子力発電所第7号機 工事計画審査資料			
資料番号	KK7 添-3-007-6 改 1		
提出年月日	2020年7月31日		

V-3-3-5-1-3-1 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 陽圧化装置(空気ボンベ)及び5 号機原子炉 建屋内緊急時対策所(待機場所)陽圧化装置 (空気ボンベ)の強度計算書

> 2020 年 7月 東京電力ホールディングス株式会社

V-3-3-5-1-3-1 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 陽圧化装置(空気ボンベ)及び5 号機原子炉 建屋内緊急時対策所(待機場所)陽圧化装置 (空気ボンベ)の強度計算書 <u>一般産業品の規格及び基準への適合性確認結果(法令又は公的な規格)</u>(5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(空気ボンベ)(6,7号機共用)及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)陽圧化装置(空気ボンベ)(6,7号機共用))

I. 重大事故等クラス3機器の使用目的及び使用環境,材料及び使用条件

種類	使用目的及び使用環境	材料	最高使用圧力(MPa)	最高使用温度(℃)
一般継目なし容器	5号機原子炉建屋内緊急時対策所を陽 圧化し,5号機原子炉建屋内緊急時対 策所内に要員がとどまるための空気 を貯蔵する容器として使用すること を目的とする。使用環境として,空 気を貯蔵し,屋内で使用する。	マンガン鋼	14. 7*1	40*2

注記\*1:公称値を示す。

\*2: 重大事故等時における使用時の値を示す。

Ⅱ. 法令又は公的な規格に規定されている事項

規格及び基準	「高圧ガス保安法」に基づく「容器保安規則」及び「一般高圧ガス保安規則」				
機器名	使用目的及び想定している使用環境	材料	最高使用圧力(MPa)	最高使用温度(℃)	規格及び基準に基づく試験
継目なし容器	高圧ガスを充填し、貯蔵、移動等を するための容器として使用すること を目的とする。使用環境として、屋 内外*1で高圧ガスを充填することを 想定している。	充填する高圧ガスの種 類,充填圧力,使用温度 及び使用される環境に応 じた適切な材料を使用し て製造すること。	温度 35℃においてその容器に充填することができるガスの圧力のうち最高のものの数値*2。	40*1	耐圧試験(試験圧力:最高 充填圧力の5/3倍)等の容 器検査に合格したものに, 刻印または標章の掲示がな される。

注記\*1:容器等を常に温度 40℃以下に保つ必要があり、直射日光等による温度上昇を防ぐため、屋根、障壁を設ける等の措置を講じることが、「高圧ガス保安法及び関

係政省令の運用及び解釈について(内規)」に記載されている。

\*2:「高圧ガス保安法」に基づく「容器保安規則」に規定される最高充填圧力であり、当該ボンベにおいては14.7MPaである。

 $\vdash$ 

## Ⅲ. メーカ仕様

機器名	使用目的及び想定している使用環境	材料	最高使用圧力(MPa)	最高使用温度(℃)	規格及び基準に基づく試験
継目なし容器	1MPa を超えるような高圧ガスを充填 し、保安・運搬等をするための容器 として使用することを目的とする。 使用環境として、屋内外*で高圧ガス を充填することを想定している。	マンガン鋼	14. 7	40*	高圧ガス保安法に基づく容器保安規則による耐圧試験 (試験圧力:最高充填圧力の5/3倍)等の容器検査に 合格している。

注記\*:「高圧ガス保安法」に基づく「一般高圧ガス保安規則」に従い使用する。

## Ⅳ. 確認項目

(a) : 規格及び基準が妥当であることの確認 (IとⅡの使用目的及び使用環境の比較)

当該ボンベは、重大事故等時に空気供給用として屋内で使用される。一方、「高圧ガス保安法」に基づく「容器保安規則」及び「一般高圧ガス保安規則」は、高 圧ガスを貯蔵する容器の技術上の規定を定めた一般産業品に対する規格であり、高圧ガスを貯蔵する容器は40℃以下で使用し、直射日光等による温度上昇を防ぐ よう規定されている。重大事故等時における当該ボンベの使用目的及び使用環境は、本規格で定める使用目的及び想定している使用環境の範囲内である。

(b-1): 材料が適切であること及び使用条件に対する強度の確認 (ⅡとⅢの材料及び試験条件の比較, ⅠとⅢの使用条件の比較)

当該ボンベには、「高圧ガス保安法」に基づく「容器保安規則」に従った適切な材料であるマンガン鋼が使用されていることを容器検査成績書等により確認できる。

当該ボンベの最高使用温度は「一般高圧ガス保安規則」で定める 40℃以下,最高使用圧力はメーカ仕様の範囲内であり,「高圧ガス保安法」に基づく「容器保安規則」に従った最高使用圧力を上回る圧力での耐圧試験に合格していることを容器検査成績書等により確認できることから,当該ボンベは要求される強度を有している。

## V. 評価結果

上記の重大事故等クラス3機器は、一般産業品として「高圧ガス保安法」(「容器保安規則」及び「一般高圧ガス保安規則」含む)に適合し、使用材料の特性を踏まえた上で、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態において要求される強度を有している。

N